
I O 6. 口座使用明細データ

1. 業務概要

前日中に以下の手続き（以下、輸入申告等という。）により引き落とした実績を、口座番号別に口座名義人及び口座利用者に出力する。

- ①輸入申告
- ②輸入申告（少額関税無税）（航空のみ対象とする。）
- ③特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ④蔵出輸入申告
- ⑤移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。）
- ⑥総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。）
- ⑦輸入申告（沖縄特免制度）（海上のみ対象とする。）
- ⑧修正申告（特例修正申告を含む。）
- ⑨とん税等納付申告

2. 提供概要

- （１）周期 ： 日次
- （２）出力先 ： 通関業、船会社、船舶代理店、輸出入者
- （３）出力単位 ： 利用者単位
- （４）出力形態 ： 配信

3. 作成処理

（１）収集処理

口座ＤＢ及びリアルタイム口座履歴ＤＢより、前日に輸入申告等で引き落とされた税額等を収集する。

（２）編集処理

（Ａ）システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

（Ｂ）本管理資料は、以下の通り出力する。

（ａ）全営業所実績表

- ①口座名義人が輸入者、または船会社の口座については、口座名義人がシステムに参加している場合のみ、当該口座の口座名義人に出力する。
- ②口座名義人が通関業者、または船舶代理店の口座については、システムに口座名義人以外の利用者が使用可能な旨の登録がなされている場合のみ、当該口座の口座名義人に出力する。
- ③当該口座から全利用者が引き落とした実績を出力する。
- ④当該口座から全利用者が引き落とした実績の合計を出力する。

（ｂ）営業所別実績表

- ①すべての口座について、当該口座を使用した利用者に出力する。
- ②当該口座から出力先利用者が引き落とした実績のみを出力する。
- ③当該口座の口座名義人が通関業者、または船舶代理店の場合のみ、全利用者が引き落とした実績の合計を出力する。

(C) 明細は以下の通り計上する。

- ①納税方式が即納、または特定日の翌日以降になされた特例申告即納の申告については、1 申告の 1 受入科目ごとに 1 件の引落としとして計上する。
- ②特定日以前になされた特例申告即納の申告については、1 一括納付書番号（枝番付き）の 1 受入科目ごとに 1 件の引落としとして計上する。

(D) ソート条件は以下の順とする。

(a) 全営業所実績表

- ①口座番号
- ②海上航空識別（海上、航空の順に出力）
- ③申告者コード
- ④受入科目

(b) 営業所別実績表

- ①口座名義人業種（船会社、船舶代理店、通関業、輸出入者の順）
- ②口座番号
- ③引落とし時分秒

(E) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(F) 本管理資料には以下の情報があり、順に編集される。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

- ①明細データ（海上分航空分の区別なしに出力）
- ②海上合計データ
- ③航空合計データ
- ④海上航空合計データ

(G) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(H) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

4. 特記事項

- (1) 特例申告されたものの納期限における口座一括引落としの場合は、輸入申告等の番号には特例申告口座一括引落とし番号（一括納付書番号の体系と同じ）を出力する。
- (2) 口座名義人が輸入者の場合で、国内用輸出入者DBに登録がない場合、口座使用明細データ（営業所別実績表）にのみ当該口座の実績を出力する。